明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委一四）　一
〔告　示〕
○市町の境界変更の件（総務三一九）　一
○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件（同三二〇）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務四五四）　三
○ラオス人民民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務三三九）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一四九四、一四九五）　七
○保安林の指定を解除する件（同一四九六）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四九七）　七
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同一四九八）　七
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（同一四九九）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通八七二～八七五）　七
○来島海峡西水道における流速計の設置工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示（海上保安庁四一）　八
○耶馬日田英彦山国定公園の公園計画を変更する件（環境七二）　八
○都市計画に関する件（東北地方整備局二〇五）　八
○道路に関する件（中国地方整備局七九）　八
○道路に関する件（北海道開発局一七五、一七六）　八
〔国会事項〕
内閣　九
〔人事異動〕
内閣　九
〔叙位・叙勲〕
内閣　九
〔官庁報告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇
〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁　一〇
司法書士懲戒処分、絹土地改良区役員の退任及び就任関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等　一〇
財務省共済組合定款の一部変更、企業年金基金変更関係　一〇
地方公共団体　一〇
教育職員免許状失効関係　一〇
会社その他　三〇

規　則

○原子力規制委員会規則第十四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の三十二第四項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月二十八日　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を、別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）	（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）
第百十三条　法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了する日から起算して一年前の日までに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	**第百十三条**　法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一～四　略］	［一～四　同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。